



KPMG セミナー

ロックダウン状況下における決算で 注意すべき事項 ～ミャンマー編～

KPMG in Myanmar

本日のコンテンツ

1. ロックダウン状況下での決算

- 1.1 ミャンマーにおける感染状況と関連規制
- 1.2 ロックダウン下で決算期を迎えた他国の状況
- 1.3 ロックダウン下での救済措置

2. コロナ禍における会計論点

経営者が確認しておくべきポイント



1.ロックダウン状況下での決算

ミャンマーCOVID-19感染者の推移

10月11日現在の感染状況

累計感染者数

27,974人
(ASEAN域内 4位)

累計死亡者数

646人
(ASEAN域内 3位)

新規感染者数
(10/11)

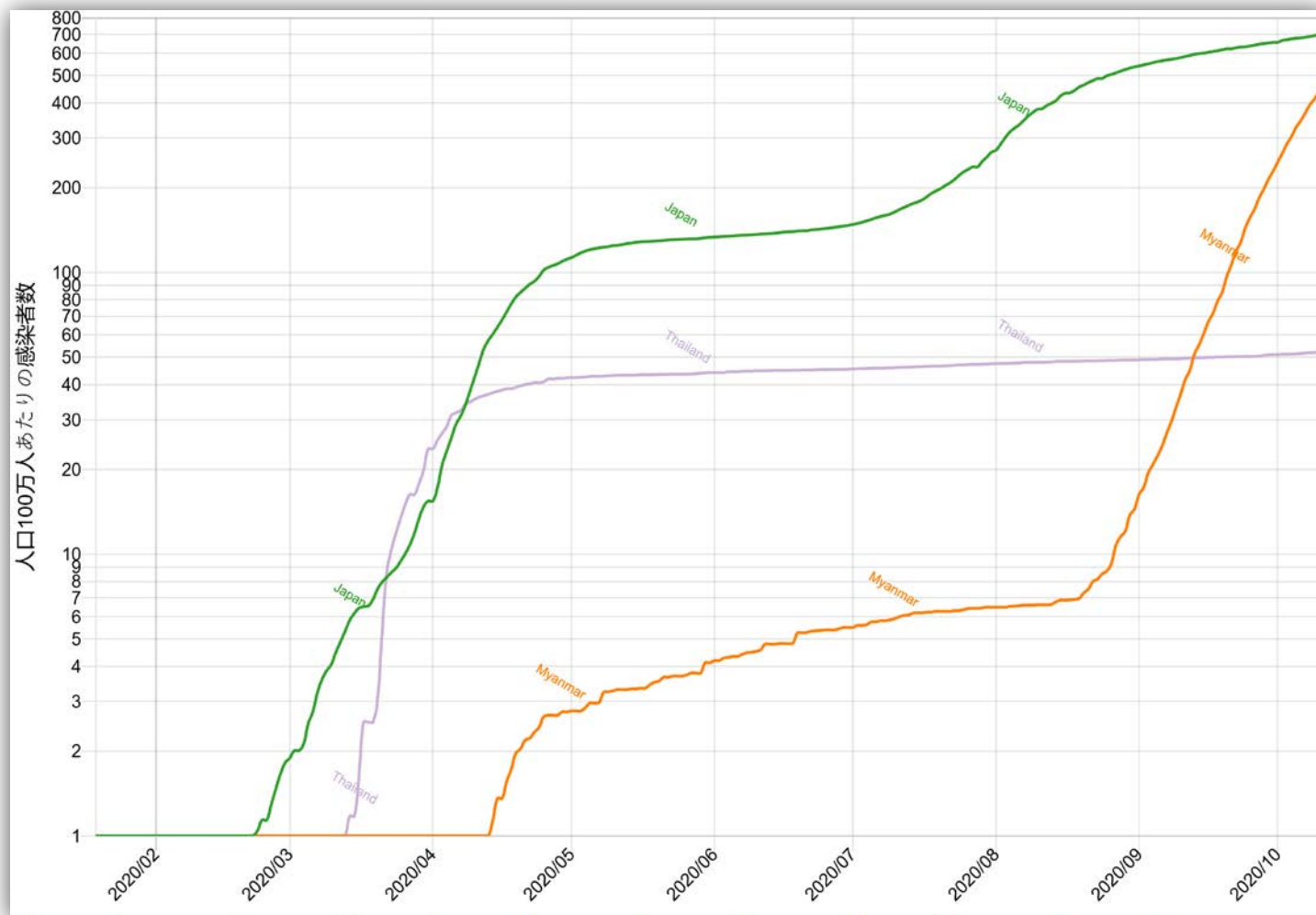
1,910人

新規死亡者数
(10/11)

48人

出所：ミャンマー保健スポーツ省ホームページ

人口100万人当たりの感染状況



出所：札幌医科大学ホームページよりデータ引用

現在行われているCOVID-19関連規制

	内容	期限
政府による 感染予防規制	- 外出時のマスク着用の義務付け - 夜間外出規制（24時から朝4時） 30人以上の集会禁止	10月末日まで ただし4月から毎月期限が 延長されており、今後とも不 透明
入国・査証	- 国際線旅客便の着陸禁止措置 - 外国人へのVISA（査証）の発給停止	10月末まで ただし4月から毎月期限が 延長されており、今後とも不 透明
航空便	- ANA直行便（成田→ヤンゴン）が運休中 - 救援便が計画されているが、ミャンマー人向けが主で、日本人枠は限定的。また、救援便の受け入れはミャンマー側の受け入れ余力次第 - インチョン経由の大韓航空便があるが、こちらも原則ミャンマー人向け救援便	ANA定期便は11月末まで 運行休止が発表されている。 今後とも不透明な状況

現在行われているCOVID-19関連規制（続き）

	内容	期限
ヤンゴン管区における規制 (9月20日発表及びその後の通達等)	■ 特定業種を除く出勤規制 ※特定業種とは、金融機関、食品、衣料品、冷蔵倉庫、通信などの生活に必要不可欠な事業。その後、空港関係者、物流業なども含まれたが、多くの一般事業会社は出勤停止、建設現場や工場も操業停止を強いられている。 ■ タウンシップ（区に相当）をまたぐ移動の原則禁止	無期限 (CMPなど一部を除く) ↓ 10月12日以降再開？
その他留意事項	■ 11月に総選挙を控え、それまでは保守的な動きが続くと思われる。 ■ 首都ネピドーへの入域も制限されており、各種申請遅延も見込まれる。 ■ LTO、MTOといった税務当局もハイブリッドワーキング（交代制）を実施、銀行も多くの支店を一時閉鎖しているとの情報もある。	—

ロックダウン下で決算期を迎えた他国の状況

- 12月決算や3月決算が主流となる諸外国ではCOVID-19感染拡大の第1波のさなかに決算を迎えることになり、多くの混乱が生じました。
- ミャンマーでは2020年9月期決算が本格的なコロナ禍で迎えるの初めて決算となります。さらに駐在員が長期不在になっているままでの決算でもあります。以上から、今年の決算は例年以上に検討課題が多い決算が予想されます。

こんな場面で	こんな混乱が生じました。
決算事前準備の段階	❑ 部署内での決算事前打ち合わせを行う前に、出勤できなくなり準備不足で決算を迎えた。 ❑ リモートワークの準備ができていなかった（ネット回線やPDF対応） ❑ 出勤が怖いということで急遽退職者がでた。
決算日	❑ 在庫棚卸や、現金・固定資産などの重要資産の実物カウントが実施できなかった。 ❑ 残高証明、請求書、経費レポートといった決算に必要な書類が作成・入手できない。
決算業務	❑ 指示待ち体質組織だったため、経理部長が罹患してしまい、指揮命令系統が完全にストップ ❑ 属人的に仕事をしていたため、途中で罹患・隔離された人の仕事を誰もカバーできない。 ❑ 途中でシステムがダウンした。在宅勤務中にPCが壊れた。 ❑ PDF書類の偽造による不正・資産横領の発覚 ❑ COVID-19状況下において、特別な会計処理が必要になり、対応に時間を要した。 ❑ 子会社・関連会社の決算がしまらず連結決算ができない。委託倉庫の状況が分からなかった。 ❑ 物流・郵便事情の悪化により、必要な書類が届かない。送れない。

後日、改めて再実施する
ケースもあり

悪い意味でPDF慣れも進んでいる

ロックダウン下で決算期を迎えた他国の状況（続き）

こんな場面で	こんな混乱が生じました。
会計監査	❑ 監査法人も出勤できない状態になり、往査に来れない。 ❑ 多くの書類をメール・PDFでやり取りすることになり事務処理が著しく増加した。 ❑ 最終的には原本を提出しないと、監査報告書を出さないと言われた。 ❑ 減損会計の検討結果を出せとか、引当金を追加計上しろとか、いつもは言われないことを言われた。 ❑ 棚卸立会など重要な監査手続ができなかった等の理由により、無限定適正意見がもらえなかった。 ❑ 工数増加を理由に監査報酬の増加を申し入れられた。
税務申告	❑ 税務上の救済措置（減税措置）が公表されていたが、情報がなくメリットを享受できなかった。 ❑ 決算の遅れにより申告期限に納税できず、ペナルティを支払うことになった。 ❑ 帰国中の駐在員が居住者要件（183日超）を満たしていなかった。
決算取締役会・株主総会	❑ TV会議開催や書面開催の可否について事前に検討、準備できていなかった。 ❑ 決算の遅れにより、株主総会の開催を延期せざるをえなかった。 ❑ 責任者の署名が電子的にできなかった。 ❑ 他の国ができているのに、なんで〇〇国だけ遅れるんだ！と怒られた。
その他	❑ メールの誤送信事故が発生し、取引先に迷惑をかけた。 ❑ Go Toキャンペーンを使った出張旅費、経費精算の取り扱いに悩んだ。 ❑ 仕事の見える化、書類の電子化、リモートワーク推進など、業務の効率化に寄与した部分もあった。

定款に定めあればテレビ会議でも総会開催可能（会社法151a）

ロックダウン下での救済措置

- 2020年10月12日現在、納税期限の延長などの当該ロックダウンに関連する特別の救済措置は公表されていません。
- なお、ロックダウンとは直接の関係はありませんが、2020年6月17日付のIRD通達No.65/2020にて以下の減税措置が認められておりますので、自社に適用可能かどうかご確認ください。

Covid-19 Economic Relief Plan(“CERP”)による減税措置

(a)給与の増加支給額の10%相当額の税額控除（還付不可）

(b)支給した給与額の125%相当額の追加所得控除（通常の25%割増）

(c)資本的投資（≡設備投資）増加額の10%相当額の税額控除（還付不可）

(d)減価償却費の125%相当額の追加所得控除（通常の25%割増。ただし当期1回に限る）

(まとめ) ロックダウン下の決算で経営者が注意すべき事項

ポイント
1

急なメンバー離脱やシステムダウンなど不測の事態に備えてバックアップ体制の再確認

ポイント
2

PDF対応を含むリモートワーク対応ができる状態にあるか確認する。

ポイント
3

出勤規制の再延長など、今後も状況は大きく改善しない前提で計画する。

ポイント
4

COVID-19ならではの会計論点は事前に検討しておく。

ポイント
5

監査法人にとって何がPDFでOKで、何が原本でないとダメなのかを事前に確認する。

ポイント
6

9月決算というズレを生かした決算スケジュール変更も視野に入れ、早めに本社と相談する。

ポイント
7

「これを機に」という前向きな姿勢で対応することを範を以って示す。



2. コロナ禍における会計論点

2. コロナ禍における会計論点

経営者が確認しておくべきポイント

No.	項目	経営者が確認しておくべきポイント	該当ある場合の影響
1	棚卸資産の 期末評価	棚卸資産の将来の販売に影響を与える状況がないか確認する。 ☐ すでに粗利が赤字になっている ☐ 市況の悪化により大幅に販売価格が下落している ☐ 需要の悪化により滞留している在庫がある ☐ 季節商品で、商機を逸した在庫がある ☐ 輸出が出来ず、また今後もめどがたっていない在庫がある 等	帳簿価額を切り下げることによる損失の追加計上
2	固定資産の 減価償却費	工場操業停止中の月次決算書において継続して減価償却費が計上されていることを確認する。	費用の計上漏れ
3	固定資産の 減損損失	COVID-19 の拡大が事業に与える影響を検討し、減損のトリガーとなるような兆候がないか検討する。 ☐ 事業計画を下方修正した ☐ 貿易が出来なくなったことにより、需要が大きく落ち込んでいる ☐ 主要な取引先が大きな影響を受けて倒産をするかもしれない ☐ 稼働を停止し、遊休化した資産がある ☐ リストラクチャリングの計画を策定している ☐ 営業利益が著しく悪化し、予算との乖離も大きい 等	固定資産の価値を切り下げることによる損失の追加計上
4	売掛金・貸付金 の貸倒引当金	貸倒引当金を計上しなければならない状況が生じていないか確認する。 ☐ 支払期日を過ぎても支払われていない債権がある ☐ 取引先の資金繰りが著しく悪化している ☐ 支払の延期や支払条件の変更を依頼されている ☐ 従業員から貸付金の返済期限の延期を相談されている 等	債権が減損しているという客観的証拠に基づいて引当金を計上

2. コロナ禍における会計論点

経営者が確認しておくべきポイント（続き）

No.	項目	経営者が確認しておくべきポイント	該当ある場合の影響
5	リストラクチャリング引当金	事業再編の計画がある場合には、リストラクチャリング引当金の計上がないかどうか確認する。 □ リストラクチャリング引当金として計上すべきコストのみが正しく、かつ網羅的に拾えているか確認する。 □ リストラクチャリング計画（または計画の必要性）が資産の減損の要因となるかどうか検討し、必要であれば減損会計についても検討する。	一定の条件を満たす場合には引当金を計上
6	繰延税金資産の回収可能性	繰延税金資産を認識している場合には事業計画の下方修正など、将来の課税所得の見積もりに影響を与えていないか確認する。	繰延税金資産を取り崩す
7	継続企業の前提	資金繰りの著しい悪化や、経営成績の悪化の状態にある場合には、監査の事前に監査人と協議をし説明に必要となる資料を準備する。 □ 決算日後少なくとも12カ月の借入金や債務等の返済計画を含む資金繰り表の作成 □ 資金繰り表の作成にあたり、親会社からの追加借入や借り換えが前提となる場合には、財務支援をするという親会社からのサポートレターの入手 □ 決算日後少なくとも12カ月の将来経営計画の作成 等	企業が継続することについて説明する資料を追加で準備する

経営者が確認しておくべきポイント（続き）

No.	項目	経営者が確認しておくべきポイント	該当ある場合の影響
5	リストレ グ引当	事業継続を前提とする場合には、リストレグ引当の計上が必要である	リストレグ引当を満たす場合 を計上
6	繰延税 の回収	繰延税の回収可能性を評価する必要がある	繰延税の回収可能性を評価する必要がある
7	継続企 提	継続企業の前提に関する事項を評価する必要がある	継続企業の前提に関する事項を評価する必要がある
		☐ 決算日後少なくとも12カ月の将来経営計画の作成 等	

不確実な状況が続く中でも、出来る限り情報を集め
その情報に基づいて将来の計画を立てる必要があります。

過去のセミナー資料

COVID-19に関連して、過去にもセミナーを実施しておりますので期末決算に際してご参照ください。

開催日	テーマ
5月22日 6月5日	ミャンマーにおけるCOVID-19に対する税務上の経済救済策
7月22日	コロナ禍における期末決算時のQ&A
本日	ロックダウン状況下における決算で注意すべき事項 ～ミャンマー編～

[Insights](#)[Industries](#)[Services](#)[Events](#)[Careers](#)[About](#)

KPMG 2020 CEO Outlook





Contact us



坂本 大輔
Partner

E: dsakamoto1@kpmg.com



片桐 正晶
Assistant Manager

E: mkatagiri1@kpmg.com

home.kpmg/mm



The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

@ 2020 KPMG Advisory (Myanmar) Ltd., a Myanmar limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.